

告 示

埼玉県告示第三百五十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父郡小鹿野町般若字高指二五一七番一、二五一八番一、二五三二番、二五三四番一、二五三六番一、二五三八番、二五三九番、二五四三番、二五四八番一から二五四八番三まで、二五四九番、二五五二番一、二五五四番一、二五五五番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高指二五一八番一、二五三四番一、二五三六番一、二五三八番、二五三九番、二五四三番、二五四八番一、二五四八番二、二五四九番（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。）